

松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーンエネルギー自動車を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、第3条に定める市内の住宅等（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次の各号に掲げる未使用のクリーンエネルギー自動車（以下、「補助対象車両」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 燃料電池自動車

2 補助対象車両の要件は別表のとおりとする。

(補助対象車両を導入する住宅等)

第3条 市が補助する補助対象車両を導入する住宅は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を実施する者が個人の場合は、申請日までに自らが居住する市内に所在する住宅
- (2) 補助事業を実施する者が事業者の場合は、申請日までに自らが事業を行う市内に所在する事業所。ただし、リース契約におけるリース事業者についてはこの限りではない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ次の要件を満たす者とする。ただし、松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号様式）第2条第3号に規定する暴力団員を除く。

- (1) 個人においては、市内に住所を有すること。事業者にあつては、市内に事業所を有

すること。(申請日までに住民登録等をする場合を含む。)ただし、リース契約におけるリース事業者についてはこの限りではない。

(2) 市に納付すべき税を滞納していないこと。

(3) 補助対象車両の購入費等を負担し所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)

(4) 補助対象車両の導入をリースで行う場合には、導入者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。

なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。

ア リース期間が第10条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。

イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に導入者が補助対象車両を購入する契約となっていること。

(5) 導入する住宅等において、申請者が松戸市省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱又は松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象車両の補助を受けていないこと

(6) 導入する車両について、申請者が松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づき補助を受けていない、又は受けないこと

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は自動車本体の購入費とし、補助金の額は次の各号に掲げる額のとおりとする。

(1) 電気自動車 30,000円

(2) 燃料電池自動車 50,000円

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、購入費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は、補助対象車両の種類ごとに、導入する住宅においては申請者ひとりにつき

1 回に限り、事業者にあつては一の事業者に 1 回に限り交付する。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度内における 3 月 30 日（同日が閉庁日の場合は、同日前において同日に最も近い開庁日）までに、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象車両の概要（第 1 号様式別紙 1）
- (2) 個人にあつては、住民票の写し
- (3) 事業者にあつては、市内に事業所等を有することを証する書類
- (4) リース事業者にあつては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- (5) 市に納付すべき税を滞納していないことを証する書類
- (6) 補助対象車両の導入に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象車両の導入をリースで行う場合にあつては、リース事業者が購入する設備の購入費が確認できる書類及びリース契約書の写し）
- (7) 貸与料金の算定根拠明細書（第 1 号様式別紙 2）（補助対象車両の導入をリースで行う場合のみ）
- (8) 補助対象車両の仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- (9) 補助対象車両の購入費等の支払いを証する書類の写し（補助対象車両の導入をリースで行う場合を除く。）
- (10) 補助対象車両の導入状況が確認できる写真
- (11) 自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第 7 条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金

交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下、「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金処分承認申請書（第4号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号様式）に定める耐用年数を勘案して、4年とする。

3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とすることは、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金処分承認（不承認）通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還し

なければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(補助金の返還)

- 第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた、又はこの要綱に違反したと認められたときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

- 第12条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

(雑則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条) 補助対象車両の要件

設備の種類	設備の要件
電気自動車	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号様式）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、松戸市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
燃料電池自動車	<p>車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、松戸市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている燃料電池自動車であること。</p>

松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付申請書

(宛先) 松戸市長

申請者
(リースの場合は、
リース事業者)

住 所 〒
社 名
代 表 者 肩 書
フ リ ガ ナ
氏 名
電 話 番 号

印

(リース先)

住 所 松戸市
フ リ ガ ナ
氏 名
電 話 番 号

印

松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	<input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 燃料電池自動車
補助対象設備を導入する 住宅等の所在地	所在地：松戸市 所有者：
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
(個人のみ)私の住民登録について市長が確認することに、 (申請者) 同意します。 ・ 同意しません。(該当するものに○)	
私の市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに (申請者) 同意します。 ・ 同意しません。(該当するものに○) (リース先) 同意します。 ・ 同意しません。(該当するものに○)	

(添付書類)

- (1) 補助対象設備の概要(第1号様式別紙)
- (2) 住民票の写し
- (3) 市に納付すべき税の納税証明書
- (4) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し
- (5) 補助対象設備の技術仕様を確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- (6) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し
- (7) 補助対象設備の設置状況を確認できる写真
- (8) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- (9) リース関係書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

1 電気自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		年 月 日
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		松戸市
<input type="checkbox"/> 自家用・ <input type="checkbox"/> 事業用		用途(<input type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 乗合 <input type="checkbox"/> 特殊)
補助対象車両の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円

2 燃料電池自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		年 月 日
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		松戸市
<input type="checkbox"/> 自家用・ <input type="checkbox"/> 事業用		用途(<input type="checkbox"/> 乗用 <input type="checkbox"/> 貨物 <input type="checkbox"/> 乗合 <input type="checkbox"/> 特殊)
補助対象車両の導入にかかった経費		(総額) 円 (A) (うち消費税) 円 (B)
国等の補助金額		円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)		円

第1号様式別紙2

貸与料金の算定根拠明細書

リース事業者 住 社 所
 代表者・氏 名
 電 話 番 号 号
 印

リース先 住 氏 所
 電 話 番 号 号
 印

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		松戸市の 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 松戸市の補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

第2号様式

第 号

住 所
氏 名

住 所 松戸市
氏 名

松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金について、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長

印

記

1 次のとおり決定します。

補助金額

円

2 次の理由により申請を却下します。

理由

第3号様式

松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

請求者 住所
氏名 印

住所 松戸市
氏名 印

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金について、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

第4号様式

松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金
自動車処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 住 所
氏 名 印

住 所 松戸市
氏 名 印

年 月 日付け 第 号 をもって松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金の交付決定を受けた自動車について、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

1 種 類

2 処分の方法

3 処分の時期

始期： 年 月 日

終期： 年 月 日

4 処分の理由

5 処分の条件

住 所
氏 名

住 所 松戸市
氏 名

松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金
自動車処分承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

年 月 日

松戸市長

印

記

1 決定区分 承認（不承認）

2 承認の条件（不承認の理由）

3 返還額 円